

一般社団法人山口県木材協会会長 様

申請者  
住所  
氏名

## 住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 補助対象となる住宅及び事業用建築物の概要

- (1) 補助対象の種類 住宅 事業用建築物
- (2) 施工場所
- (3) リフォーム完了予定日 令和 年 月 日
- (4) 住宅及び事業用建築物の施主
- ①氏名：
- ②住所：
- ③連絡先：

## 2 申請内容

- (1) 補助金申請額 \_\_\_\_\_ 円
- (2) 補助金申請額の内訳
- ①構造材(県産木材に限る) \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup> × 30,000 円 = \_\_\_\_\_
- ②内装材(県産木材に限る) \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> × 10,000 円 = \_\_\_\_\_
- ※構造材の使用量は小数点3位止め(小数点第4位以下切捨)
- 内装材の面積は小数点第1位止め(小数点第2位以下切捨)
- (3) 他の事業(国・県・市町等)との併用の有無 併用あり 併用なし  
(事業名： \_\_\_\_\_ )

## 3 補助金該当要件に係る申告事項 (□に✓を入れて確認すること)

施主に本事業の説明を行い、補助金申請の同意を得ている	(□有 □無)
税金の滞納	(□有 □無)
暴力団関係事業者等の該当	(□有 □無)

( 住 所 )

( 氏 名 )

年 月 日付で交付申請のあった住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金については、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しますので通知します。

年 月 日

一般社団法人山口県木材協会  
会 長 林 克 彦

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第10条の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

- 2 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取下書を会長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式3による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式5による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は、その日から20日を経過した日または当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、交付要綱様式6による実績報告書を会長に提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者が補助金を他の用途に使用しまたは補助金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取消することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

一般社団法人山口県木材協会会長 様

申 請 者  
住 所  
氏 名

住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け〇〇第 号で交付決定通知のあった上記補助金の内容を下記  
のとおり変更したいので、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱第 10 条第  
1 項の規定により、承認を申請します。

記

1 補助額の変更

事業区分	既交付決定額	変更交付申請額	差額

2 変更の理由

3 変更の内容

( 住 所 )  
( 氏 名 )

年 月 日付で変更承認申請のあった住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金については、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

一般社団法人山口県木材協会  
会 長 林 克 彦

記

1 変更後の補助金の額、次のとおりとする。

(1) 変更前の補助金の額	金	円
(2) 変更後の補助金の額	金	円
(3) 差 額	金	円

2 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に交付申請取下書を会長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、申請内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式 3 による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱様式 5 による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。）は、その日から 20 日を経過した日または当該会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、交付要綱様式 6 による実績報告書を会長に提出しなければならない。

6 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

- 7 補助事業者が補助金を他の用途に使用しまたは補助金の交付の内容、その他法令、若しくは、これに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取消に係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

一般社団法人山口県木材協会会長 様

申 請 者  
住 所  
氏 名

住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業を下記の理由により中止したいので、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、承認を申請します。

記

1 中止する理由

2 中止の時期

一般社団法人山口県木材協会会長 様

申 請 者  
住 所  
氏 名

## 住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった上記の補助事業を  
年 月 日付けで完了しましたので、住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付  
要綱第 13 条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

## 記

## 1 施工場所

## 2 リフォーム完了年月日 年 月 日

## 3 事業実績

項目	実績
①構造材使用量	m <sup>3</sup>
うち優良県産木材使用量	m <sup>3</sup>
うち JAS 認証材使用量	m <sup>3</sup>
②内装材使用面積	m <sup>2</sup>

※ 1 該当する項目について記入すること

※ 2 構造材の使用量は小数点 4 位まで、内装材の面積は小数点第 2 位まで  
記入すること

## 4 添付書類

- ・平面図及び内装材を使用した面積が分かる展開図及び面積求積表
- ・工事完了報告書写し
- ・補助対象の施工前、施工後の写真（位置情報を確認できるもの）
- ・優良県産木材（優良県産木材の認証シールが貼付したもの）及び JAS 認証材の使用状況  
が分かる写真
- ・構造材及び内装材の納品伝票（写し）等及び県産材証明書
- ・その他一般社団法人山口県木材協会会長が必要と認める書類

様式7

住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金の額の確定について（通知）

番 号  
年 月 日

（申請者名） 様

一般社団法人山口県木材協会  
会 長 林 克 彦

年 月 日付けで報告のあった住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金  
については、金 円に確定します。

一般社団法人山口県木材協会会長 様

申 請 者  
住 所  
名 称

住宅等リフォーム木材利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定があった上記の補助金について住宅等  
リフォーム木材利用促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり請求し  
ます。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

口座 振 替 先	金融機関名	銀行 信用金庫 組 合	支 店  出張所
	預金の種別 及び 口座番号	1. 普通預金  No. _____	2. 当座預金
	(フリガナ) 口座名義人		